2025年3月24日

世界を彩る「埼玉ビジネス」海外展開プロジェクト
埼玉県海外マーケティング推進コンソーシアム
海外展開サポートセミナー

# 日本産食品のタイへの輸出状況と販路拡大のポイント

**ジェトロ・バンコク事務所**
**タイ食品輸出支援プラットフォーム　事務局長**
**忠田 吉弘　博士（農学）**
yoshihiro_chuda@jetro.go.jp

**タイ食品輸出支援プラットフォームウェブサイト**
https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html
E-mail: ThaiPF_Japanfood@jetro.go.jp

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

## １．タイの日本食品市場について

## ２．タイにおける輸入業者の役割

## ３．タイの食品輸入規制等

## ４．参考　ジェトロの取り組み例等

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# １．タイの日本食品市場について

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

**邦人数： 72,308人（在タイ日本国大使館、2023年）**

**特にスクンビット通りに集中**

## ｜タイ王国について

**国名：タイ王国**
※1939年制定、「タイ」とは「自由」という意味。

**国王：ラーマ10世**

**国土：約51万3千㎢**
※日本の約1.3倍。人口密度は約128.8人/1㎢で、

日本は約336.5人/1㎢。広大で平坦な国土・農地と温暖な気候が特徴。一方、北部は山岳地帯。

**タイの人口：約6,605万人**
首都バンコクの人口は、約547万人
(タイ内務省、2024年)

**首都：バンコク**
※タイ語ではクルンテープ（天使の都）と呼ぶ。

面積は1,565㎢ で東京都の約4分の3である。

全国に77の県がある。

**年間平均気温：29℃**
※11月～2月乾季、3月～5月暑季、6月～10月雨季。

**言葉：タイ語**

**宗教：仏教93.5% イスラム教5.4%**

**通貨レート：1バーツ＝4.27円**
※2024年8月29日現在

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# タイの基本情報｜バンコクの概要

ドンムアン国際空港（中心地から約20km）
アユタヤ県（バンコクから約70ｋm）

サイアムエリア
（ラマ1世通り）

アソークエリア
（スクンビット通り）

トンローエリア
（スクンビット通り）

王宮、エメラルド寺院

シーロムエリア
（シーロム通り）

スワンナプーム国際空港
（中心地から約23km）

写真：Mediator Co.,Ltd.撮影

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 日本からタイへの輸出状況｜農林水産物輸出先としてのタイの地位

JETRO Bangkok

## ｜日本からの農林水産物輸出額

○ 2024年のタイ向け農林水産物・食品の輸出額は、629億円（世界第7位、対前年比+23.1%）

（単位：億円）

| 順位 (2024年) | 国名・地域 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 前年比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1位 | アメリカ合衆国 | 1,116 | 1,176 | 1,238 | 1,188 | 1,683 | 1,939 | 2,062 | 2,429 | 17.8% |
| 2位 | 香港 | 1,877 | 2,115 | 2,037 | 2,061 | 2,190 | 2,086 | 2,365 | 2,210 | ▲6.6% |
| 3位 | 台湾 | 838 | 903 | 904 | 976 | 1,245 | 1,489 | 1,532 | 1,703 | 11.2% |
| 4位 | 中華人民共和国 | 1,008 | 1,338 | 1,537 | 1,639 | 2,224 | 2,783 | 2,371 | 1,681 | ▲29.1% |
| 5位 | 大韓民国 | 597 | 635 | 501 | 411 | 527 | 667 | 761 | 911 | 19.8% |
| 6位 | ベトナム | 395 | 458 | 454 | 537 | 585 | 724 | 697 | 862 | 23.7% |
| **7位** | **タイ** | **391** | **435** | **395** | **401** | **441** | **506** | **511** | **629** | **23.1%** |
| 8位 | シンガポール | 261 | 284 | 306 | 295 | 409 | 554 | 548 | 557 | 1.7% |
| | 世界（計） | 8,071 | 9,068 | 9,121 | 9,860 | 12,382 | 14,140 | 14,541 | 15,073 | 3.7% |

出所：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 日本からタイへの輸出状況｜タイ向け農林水産物の品目別輸出額

JETRO Bangkok

## ｜タイ向け農林水産物･食品の輸出額及び品目別内訳

○ 2024年の輸出額内訳は、農産物307億円、林産物10億円、水産物312億円。

○ 水産物の割合が49.5%と、他の国・地域と比べて水産物の割合が高い。

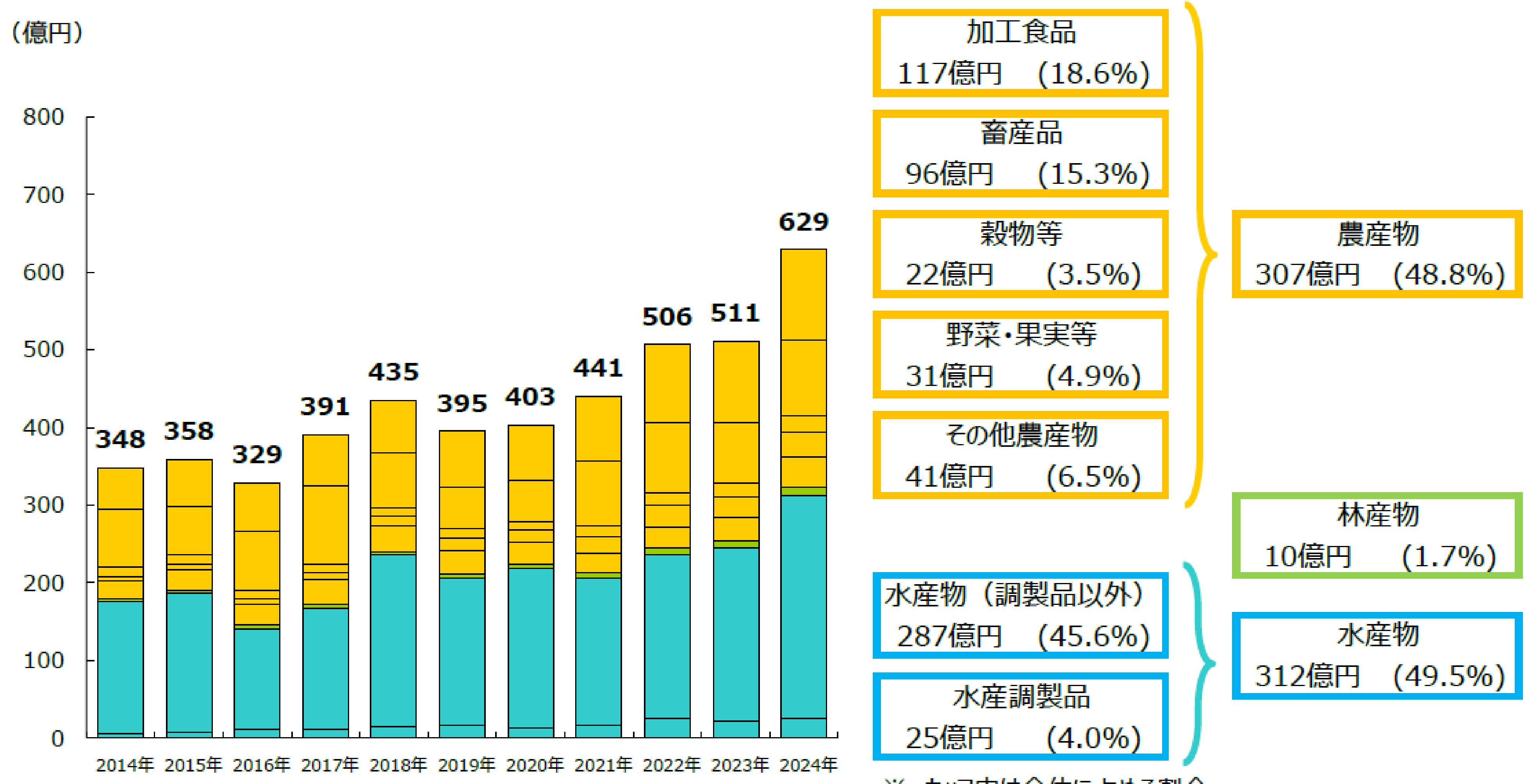


※ カッコ内は全体に占める割合

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 日本からタイへの輸出状況｜近年の輸出額上位10品目

JETRO Bangkok

## ｜タイ向け農林水産物・食品の輸出額及び品目別内訳

○ 2024年の輸出上位品目は、かつお・まぐろ類、いわし、ホタテ貝（生鮮等）、牛肉など。

### タイ向け農林水産物・食品輸出上位10品目

| | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | かつお･まぐろ類 93億円 | かつお･まぐろ類 74億円 | 豚の皮 61億円 | 豚の皮 80億円 | かつお･まぐろ類 95億円 | かつお･まぐろ類 62億円 | かつお･まぐろ類 96億円 | かつお･まぐろ類 77億円 | いわし 60億円 | かつお･まぐろ類 73億円 | かつお･まぐろ類 84億円 |
| 2 | 豚の皮 59億円 | さば 46億円 | かつお･まぐろ類 39億円 | かつお･まぐろ類 66億円 | 豚の皮 48億円 | さば 35億円 | 豚の皮 32億円 | 豚の皮 54億円 | 豚の皮 45億円 | いわし 36億円 | いわし 58億円 |
| 3 | さば 27億円 | 豚の皮 43億円 | さば 33億円 | さば 27億円 | さば 39億円 | いわし 35億円 | いわし 32億円 | いわし 33億円 | さば 35億円 | 豚の皮 35億円 | ホタテ貝（生鮮等） 42億円 |
| 4 | ソース混合調味料 13億円 | ソース混合調味料 15億円 | ソース混合調味料 14億円 | いわし 18億円 | いわし 33億円 | 豚の皮 28億円 | さば 31億円 | さば 27億円 | 牛肉 32億円 | 牛肉 29億円 | 牛肉 40億円 |
| 5 | さけ･ます 13億円 | さけ･ます 13億円 | さけ･ます 13億円 | ソース混合調味料 15億円 | ソース混合調味料 15億円 | 牛肉 16億円 | ソース混合調味料 14億円 | 牛肉 18億円 | かつお･まぐろ類 31億円 | さば 25億円 | 豚の皮 37億円 |
| 6 | 牛･馬の皮 9億円 | いわし 11億円 | いわし 11億円 | さけ･ます 13億円 | 牛肉 13億円 | ソース混合調味料 15億円 | 牛肉 11億円 | ソース混合調味料 16億円 | ソース混合調味料 18億円 | ソース混合調味料 19億円 | ソース混合調味料 22億円 |
| 7 | 真珠（天然･養殖） 7億円 | 牛･馬の皮 10億円 | 牛肉 8億円 | 牛肉 10億円 | さけ･ます 11億円 | さけ･ます 11億円 | さけ･ます 9億円 | ペプトン等 10億円 | アルコール飲料 15億円 | ぶり 17億円 | さば 22億円 |
| 8 | いか 7億円 | 牛肉 7億円 | ホタテ貝（生鮮等） 7億円 | 牛･馬の皮 7億円 | キャビア及びその代用物 8億円 | キャビア及びその代用物 9億円 | ペプトン等 8億円 | アルコール飲料 9億円 | さけ･ます 15億円 | さけ･ます 16億円 | さけ･ます 20億円 |
| 9 | 小麦粉 5億円 | いか 6億円 | 牛･馬の皮 6億円 | アルコール飲料 6億円 | アルコール飲料 7億円 | アルコール飲料 8億円 | アルコール飲料 6億円 | かんしょ 8億円 | ホタテ貝（生鮮等） 12億円 | アルコール飲料 14億円 | アルコール飲料 15億円 |
| 10 | アルコール飲料 4億円 | 真珠（天然･養殖） 6億円 | アルコール飲料 5億円 | 配合調製飼料 6億円 | 配合調製飼料 6億円 | ホタテ貝（生鮮等） 8億円 | キャビア及びその代用物 5億円 | さけ･ます 7億円 | キャビア及びその代用物 11億円 | ホタテ貝（生鮮等） 12億円 | 真珠（天然･養殖） 13億円 |

※ 2022年「牛肉」の金額は加工品を含む金額（2021年以前は加工品を含まない）
※ ソース混合調味料・・・ソース、たれ、ドレッシング、カレー調製品等の調味料

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 日本からタイへの輸出状況｜品目別の輸出額推移（牛肉、ホタテ貝）

JETRO Bangkok

## 日本からタイへの農産品・食品輸出額（牛肉）

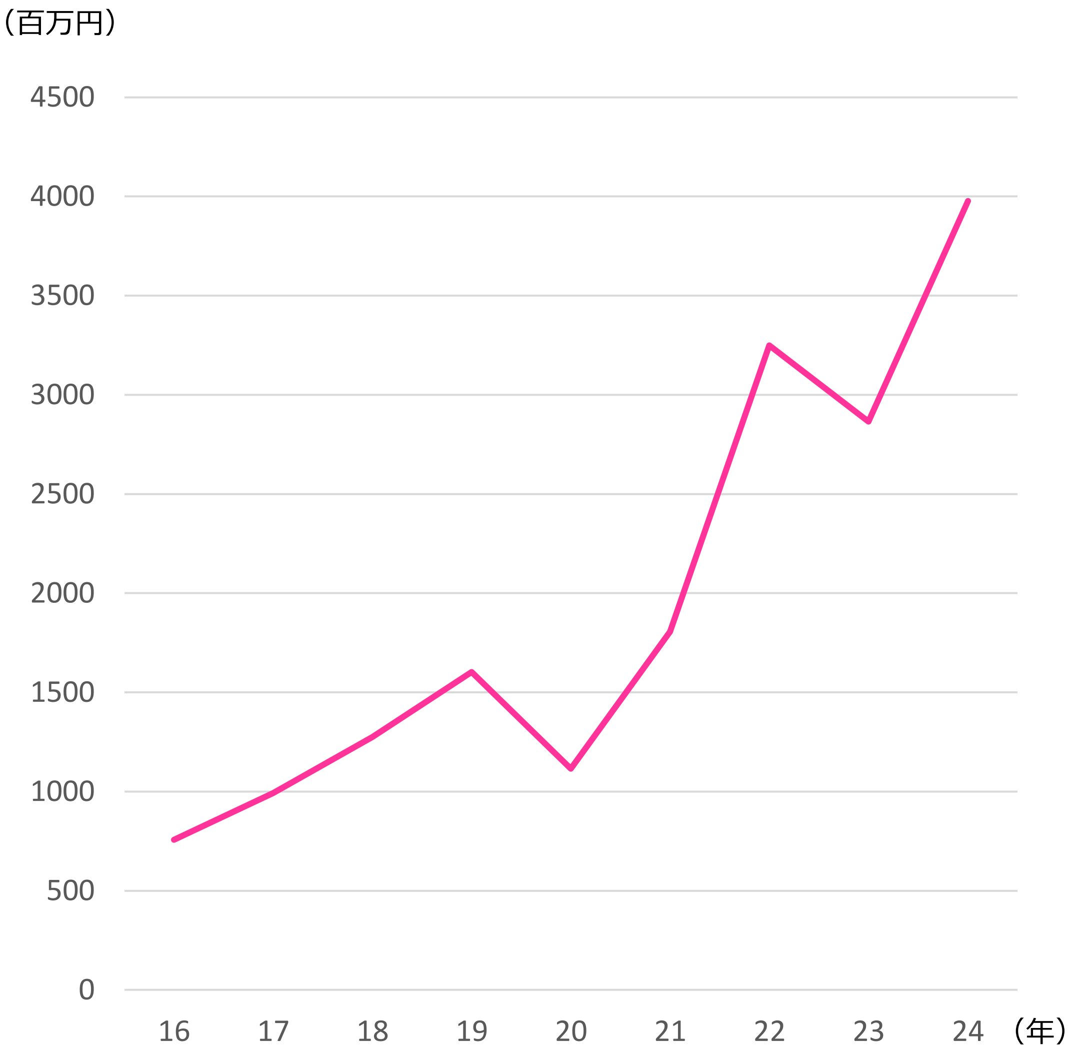


## 日本からタイへの農産品・食品輸出額（ホタテ貝）

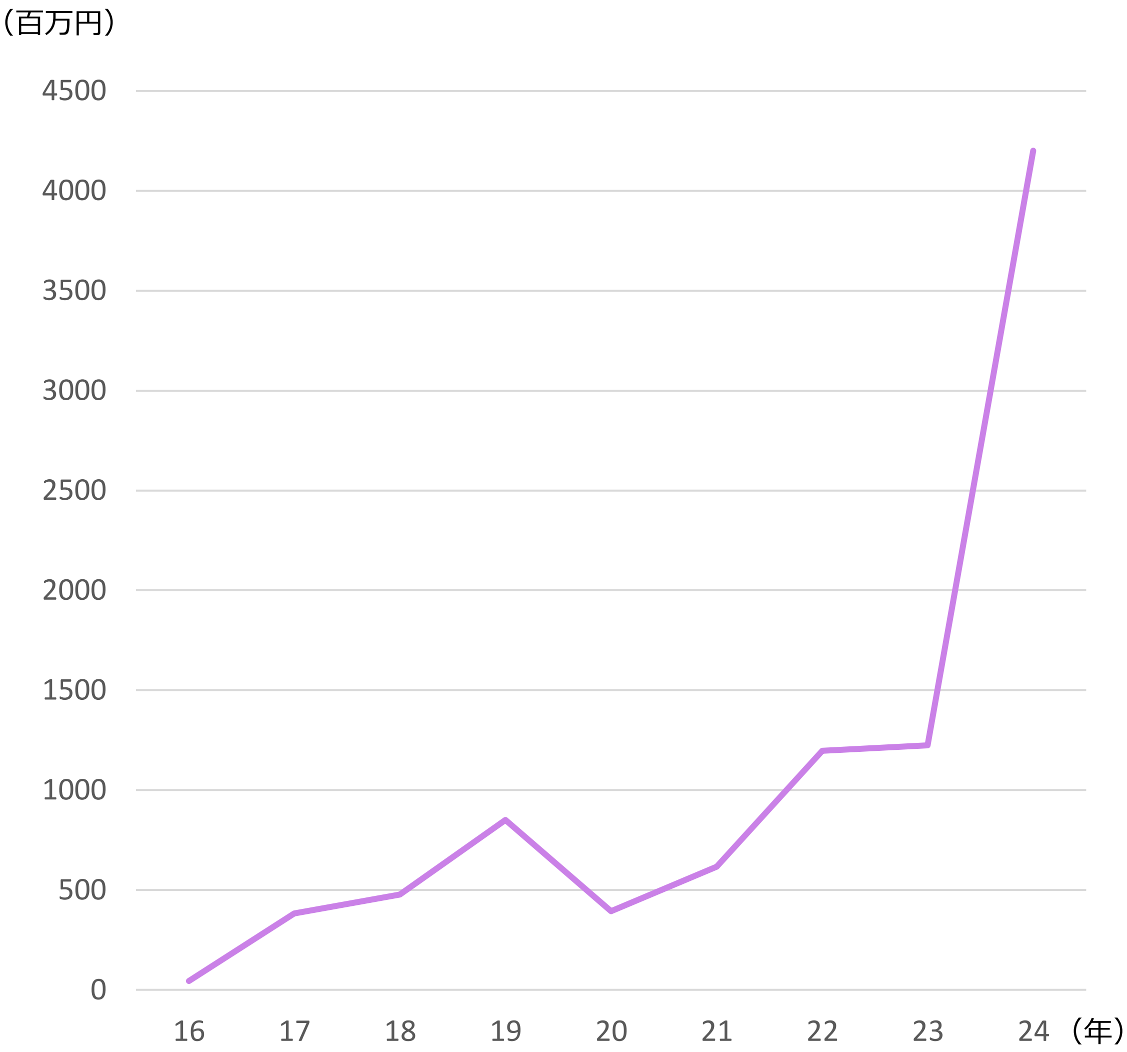


（※）2022以降でHSコードが異なる

出所：財務省貿易統計をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

## 日本からタイへの農産品・食品輸出額（その他の水産物）

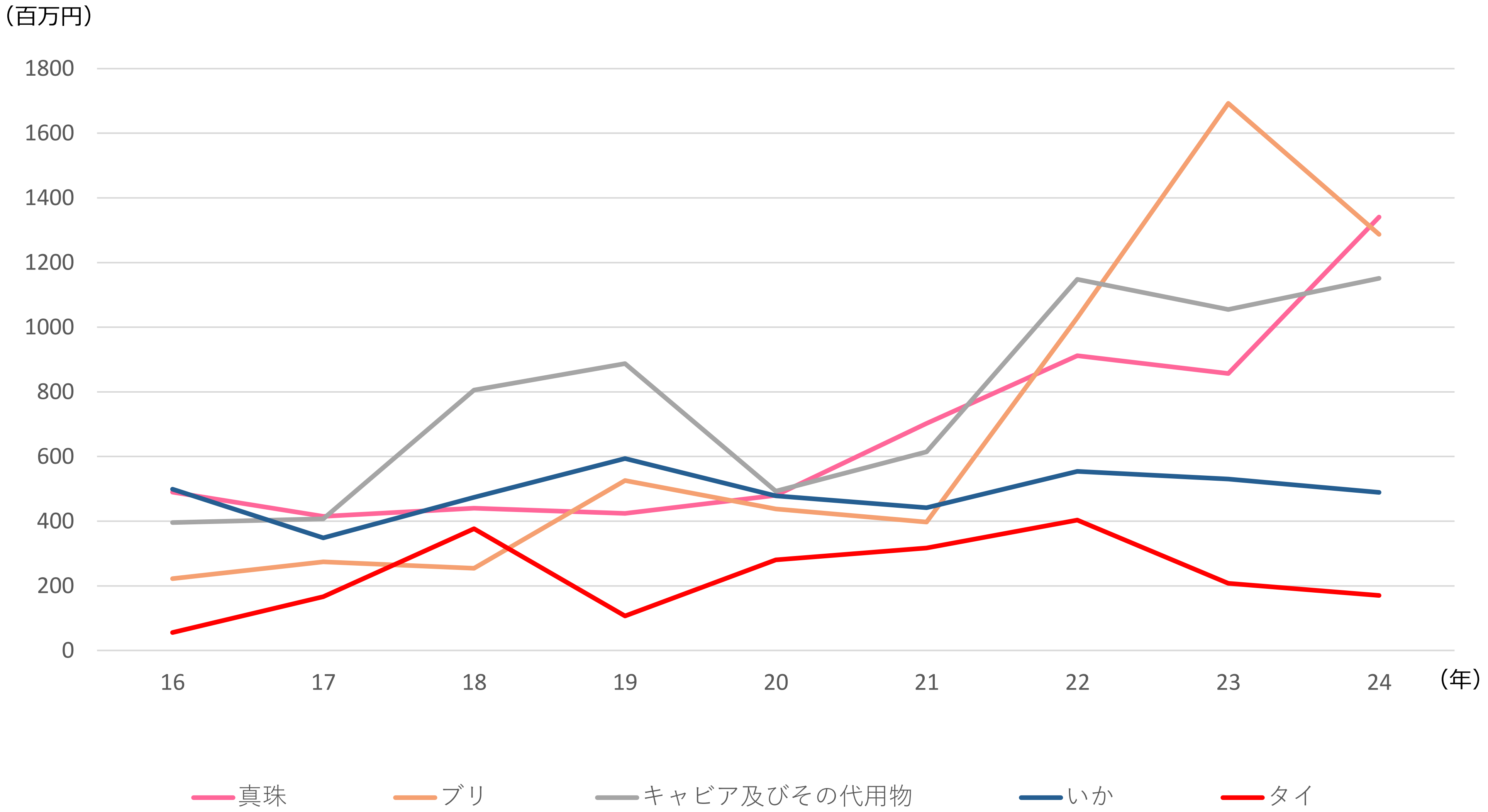


（※）ブリは、2018年以前はフィレのみ。
（※）いかは2016と2017以降でHSコードが異なる

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所：財務省貿易統計をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

# 日本からタイへの輸出状況｜品目別の輸出額推移（常に上位10位に入る品目除く）

JETRO Bangkok

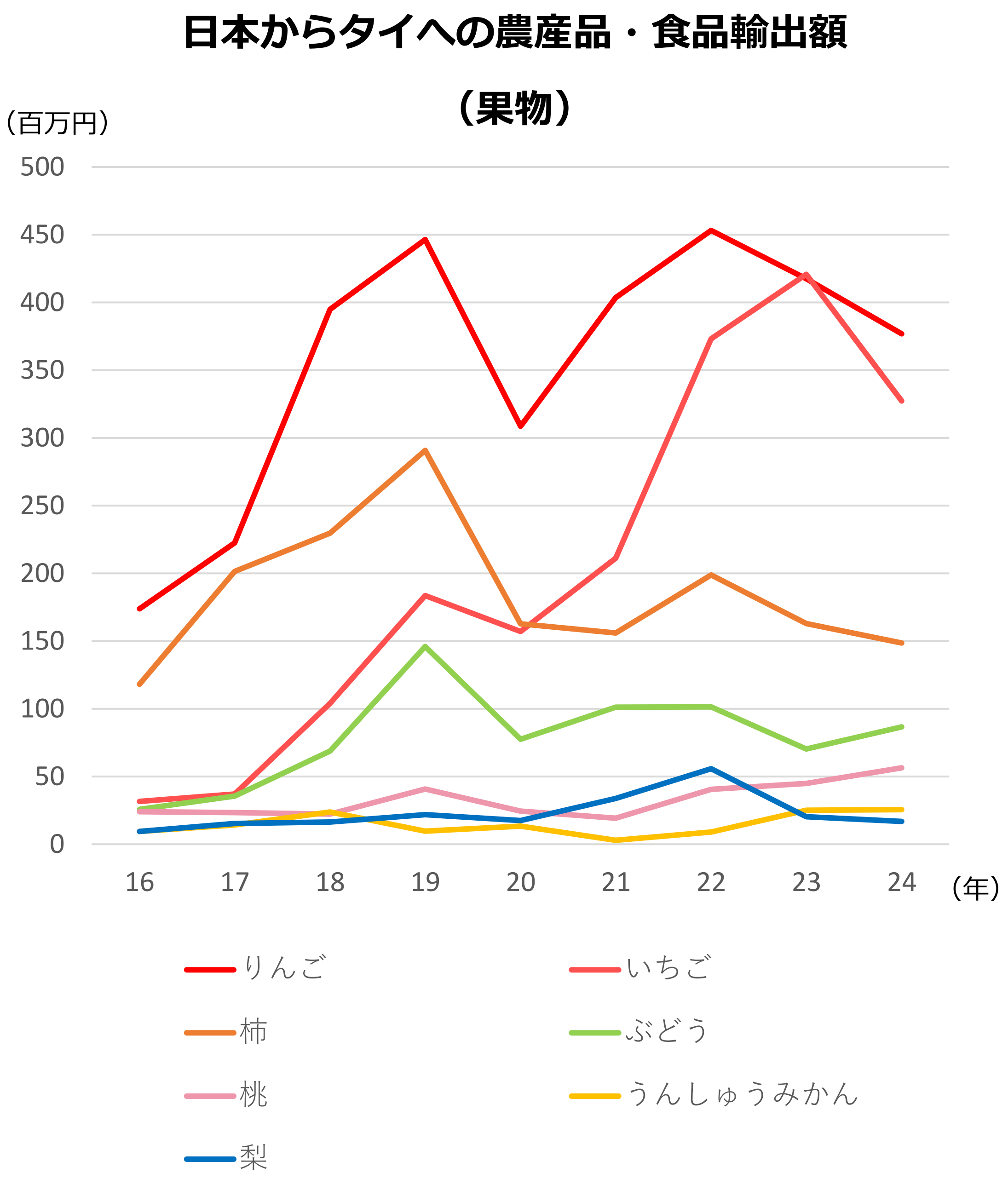


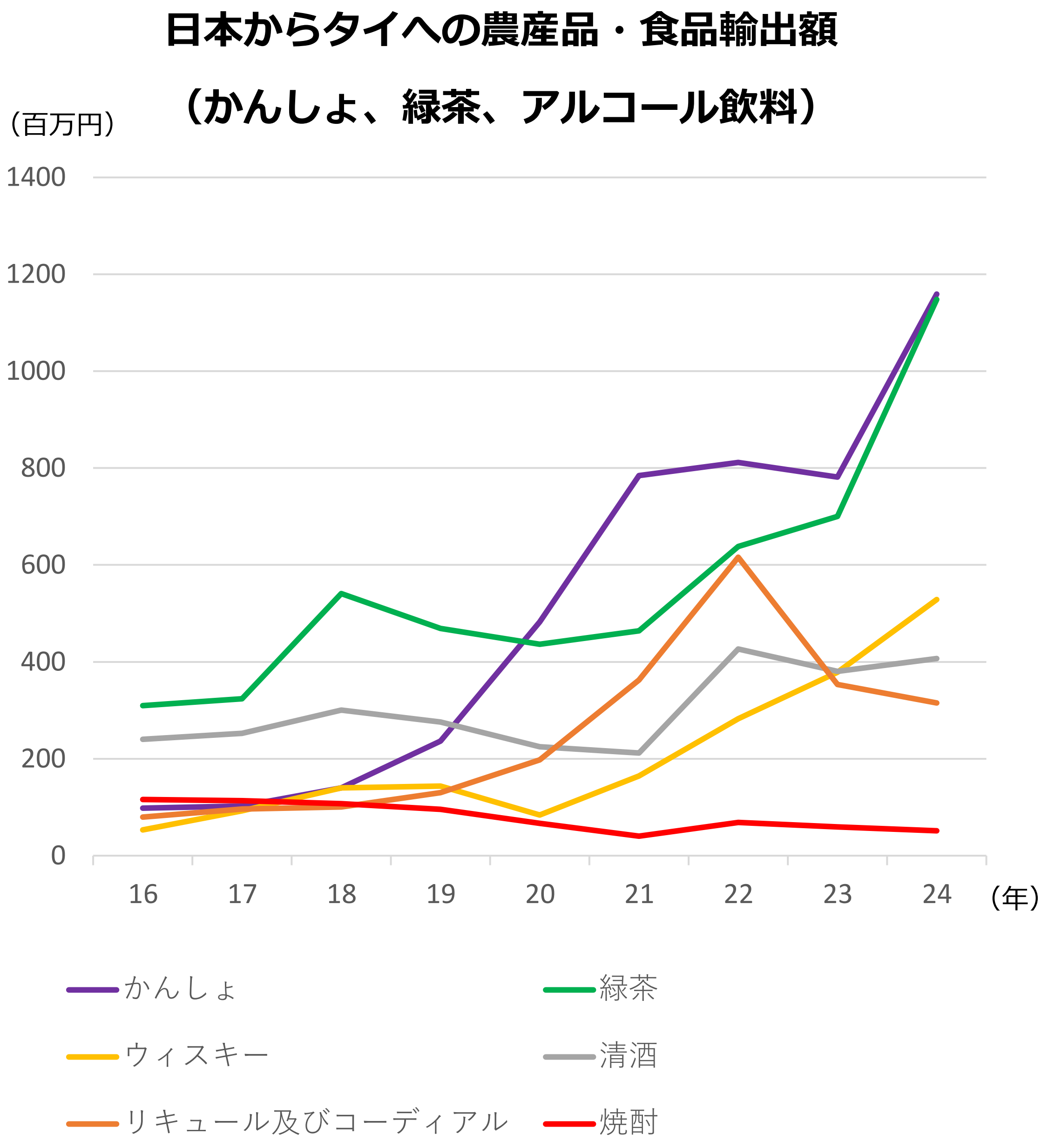


（※）焼酎は2022以降でHSコードが異なる（泡盛を含む）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所：財務省貿易統計をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

# 日本からタイへの輸出状況｜品目別の輸出額推移（常に上位10位に入る品目除く）

JETRO Bangkok

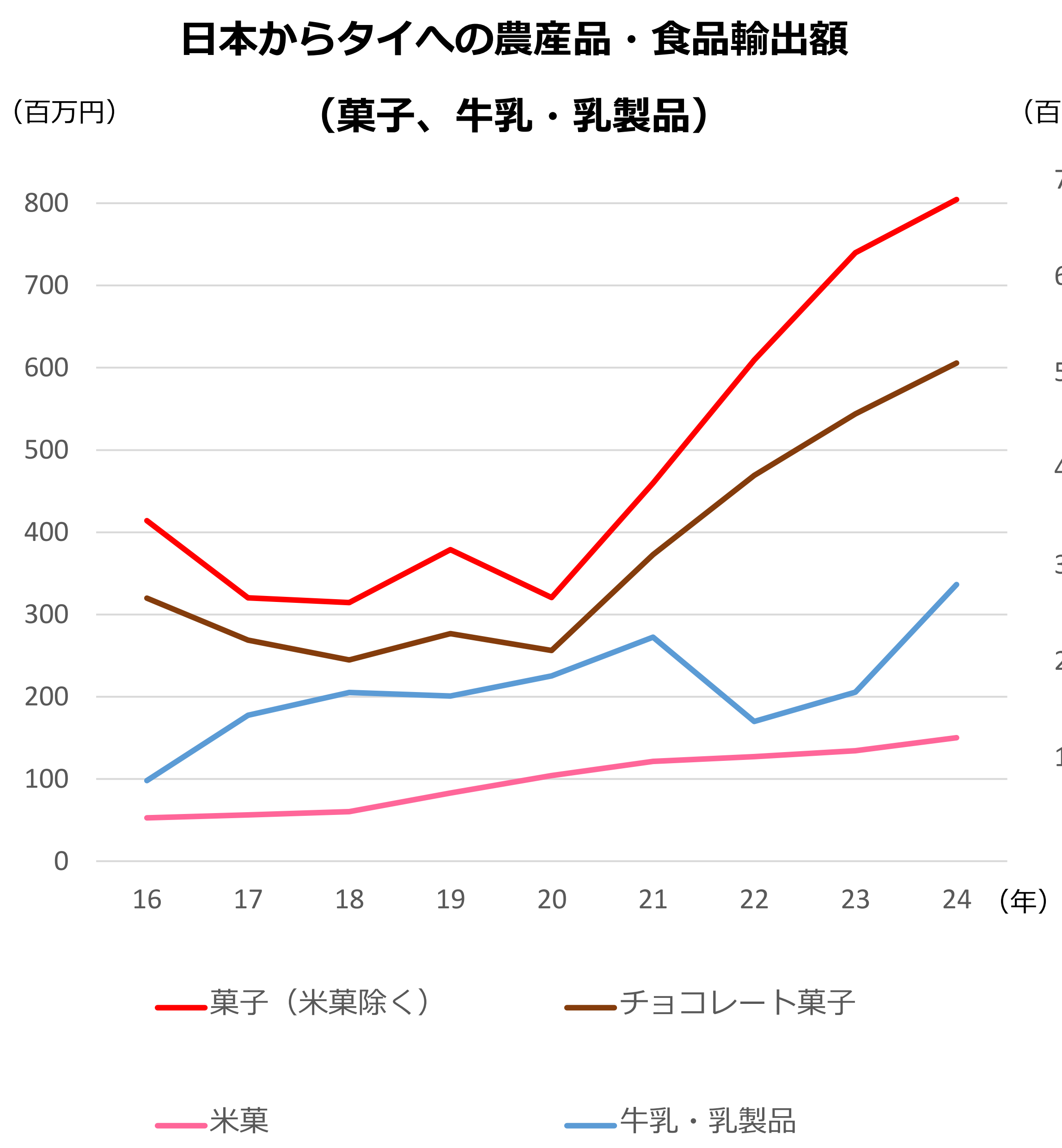


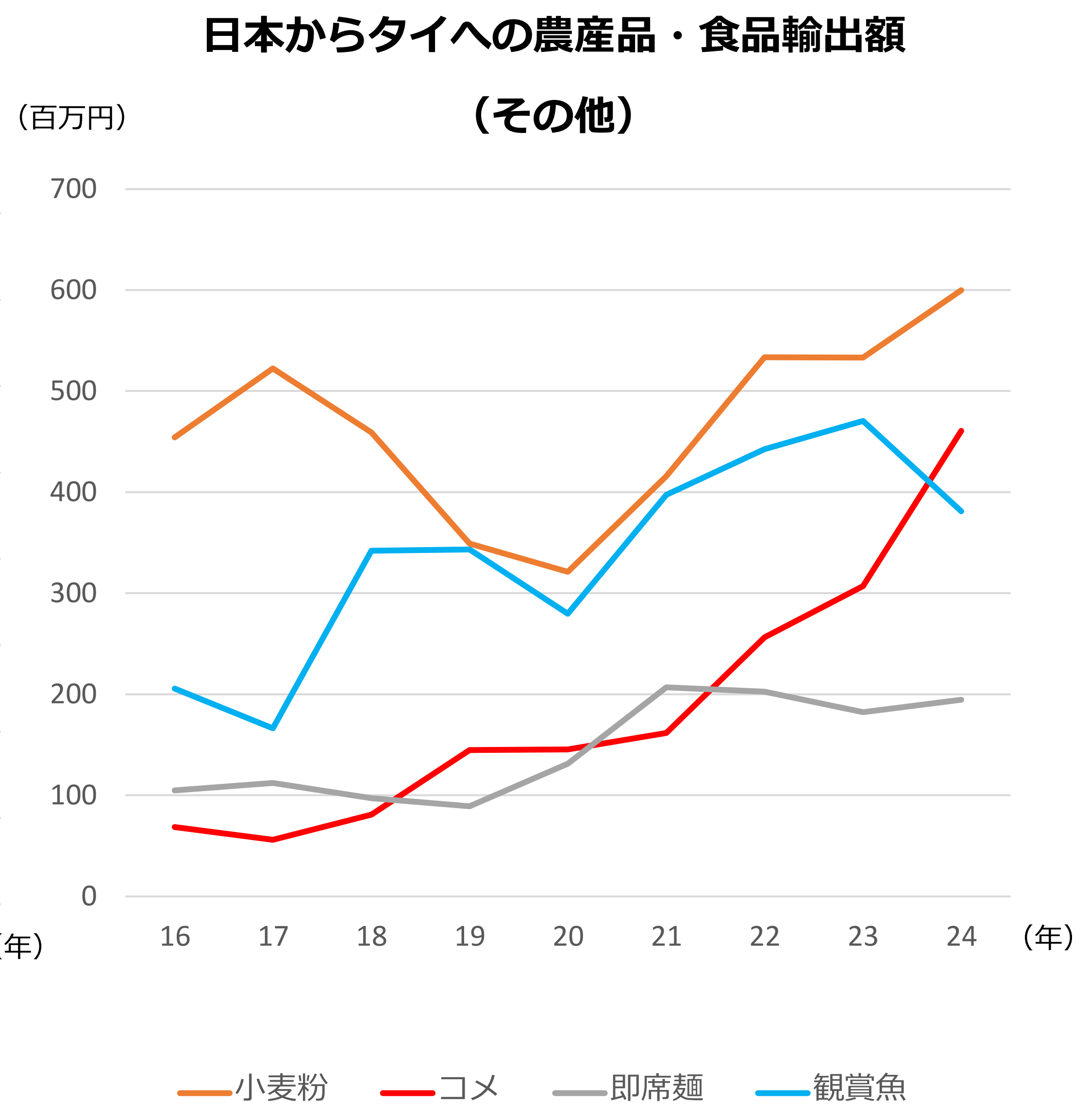


（年）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所：財務省貿易統計をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

# タイ人の食生活と嗜好｜根強い日本食人気



○　日本料理はタイ料理に次いで人気。大型商業施設には必ず日本食レストランがある。
○　一日当たりの飲食代平均は352.62バーツ（約1,167円）。日本食レストランは高級価格帯に入るものも多い。

Q.一番好きな料理は？

| | |
|---|---|
| タイ料理 | 93.13% |
| 日本料理 | 38.35% |
| 中華料理 | 19.71% |
| 韓国料理 | 10.22% |
| イタリア料理 | 7.20% |
| フランス料理 | 3.03% |
| その他 | 5.89% |

【参考】一日当たりの飲食代（バンコク）

| | |
|---|---|
| 100～299バーツ | 46.01% |
| 300～499バーツ | 30.31% |
| 500～699バーツ | 13.77% |
| 700バーツ以上 | 8.40% |
| 100バーツ以下 | 1.51% |

一日当たりの飲食代の平均
352.62バーツ（約1,167円）

出所：タイ・アサンプション大学「AU POLLバンコク居住者の飲食行動調査」、調査時期：2017年6月
通貨レート：1バーツ＝3.31円 （2017年6月30日現在）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# タイ人の食生活と嗜好｜食の嗜好（味の好み）

○ 甘辛酸。はっきりした味を好む。

○ タイ人が定期的に食べる主食に関する好みの味（6歳以上人口）は、無味38.4%、辛味26.2%、甘味14.2%、塩味13.8%、酸味4.8%、その他の2.6%。

○ 食べる前に加える調味料（ 6歳以上人口）については、ナンプラーや醤油69%、砂糖40%、唐辛子38%、酢唐辛子26.9%、塩4.6%。

写真：ジェトロ・バンコク事務所撮影

出所：The 2017 food consumption behavior survey (NSO)

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# タイの経済情報｜訪日旅行者数の推移（旅行者数、支出、訪問回数）

JETRO Bangkok

## ｜タイの訪日旅行者数の推移

- ○ 年間最大の旅行シーズンはソンクラーン（タイ正月、4月中旬）の休暇。
- ○ COVID-19の影響により、2020年以降は訪日旅行者数が激減。その結果「タイで日本を楽しむ」傾向もみられる。
- ○ 2019年のタイ人訪日旅行者数は 1,318,977人で過去最高を記録した。2024年のタイ人訪日旅行者数は1,148,900人で、前年より15.4%増加した。
- ○ 2024年1人1回当たり旅行支出は197,383円。
- ○ 2023年の訪日1回目のタイ人旅行者数は21.7%で、２回目以上のタイ人旅行者数は78.3%だった。
- ○ 現在は訪日旅行が回復しつつある状況。

| | 年 | 人数（人） | 伸率（%）（前年比） | １人当たり旅行支出（円） | 訪日１回目（%） | 訪日２回目以上（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2012 | 260,640 | 79.8 | 127,174 | 42.8 | 57.2 |
| 観光ビザ緩和 → | 2013 | 453,642 | 74.0 | 126,904 | 39.7 | 60.3 |
| | 2014 | 657,570 | 45.0 | 146,029 | 41.3 | 58.7 |
| | 2015 | 796,731 | 21.2 | 150,679 | 36.4 | 63.6 |
| | 2016 | 901,525 | 13.2 | 127,583 | 35.1 | 64.9 |
| | 2017 | 987,211 | 9.5 | 126,569 | 30.9 | 69.1 |
| | 2018 | 1,132,160 | 14.7 | 124,421 | 32.9 | 67.1 |
| | 2019 | 1,318,977 | 16.5 | 131,457 | 27.8 | 72.2 |
| COVID-19 → | 2020 | 219,830 | -83.3 | *139,715 | - | - |
| | 2021 | 2,758 | -98.8 | - | - | - |
| | 2022 | 198,037 | **-85.0 | ***200,682 | 18.0 | 82.0 |
| | 2023 | 995,558 | 402.7 | 193,409 | 21.7 | 78.3 |
| | 2024 | 1,148,900 | 15.4 | 197,383 | - | - |

*2020年1-3月期調査結果。 2020年4月～2022年9月期の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国別・地域調査は中止。
**COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。
***国籍・地域別の結果については、従来に比べて入国者数が少ないため十分な回答数が確保できない等の理由から、標準誤差率の大きい国籍・地域もあるため、留意されたい。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所：JNTO 「訪日外客統計の集計・発表」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとにジェトロバンコク作成

# タイの経済情報｜訪日旅行者数の推移（訪問先都道府県）

JETRO Bangkok

**表. 訪日タイ人の都道府県別宿泊地上位20都道府県（2017～2022年）**

| 都道府県 | 延べ宿泊者数の順位（2022年） | 延べ宿泊者数（人泊） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
| 東京都 | 1 | 685,030 | 741,050 | 892,440 | 147,480 | 19,070 | 240,610 |
| 大阪府 | 2 | 393,540 | 421,030 | 530,250 | 88,380 | 3,610 | 76,070 |
| 北海道 | 3 | 401,160 | 473,260 | 552,770 | 174,020 | 690 | 46,530 |
| 千葉県 | 4 | 232,570 | 277,780 | 316,220 | 59,050 | 6,380 | 39,120 |
| 山梨県 | 5 | 153,910 | 153,040 | 152,690 | 26,660 | 160 | 31,480 |
| 福岡県 | 6 | 60,330 | 61,750 | 90,030 | 15,660 | 1,220 | 27,490 |
| 愛知県 | 7 | 105,560 | 140,030 | 193,250 | 41,130 | 2,550 | 27,290 |
| 京都府 | 8 | 69,170 | 65,700 | 119,460 | 18,870 | 1,150 | 24,670 |
| 神奈川県 | 9 | 65,220 | 73,710 | 95,050 | 15,640 | 1,430 | 17,260 |
| 長野県 | 10 | 48,390 | 55,870 | 79,450 | 13,380 | 1,220 | 13,430 |
| 大分県 | 11 | 20,010 | 20,210 | 21,950 | 2,830 | 90 | 8,980 |
| 岐阜県 | 12 | 51,480 | 68,350 | 74,570 | 26,590 | 530 | 7,860 |
| 静岡県 | 13 | 30,370 | 40,900 | 55,500 | 8,060 | 830 | 7,020 |
| 宮城県 | 14 | 14,270 | 23,320 | 38,900 | 12,060 | 850 | 6,210 |
| 熊本県 | 15 | 11,340 | 13,360 | 14,920 | 2,320 | 80 | 5,540 |
| 福島県 | 16 | 9,740 | 18,190 | 25,420 | 8,930 | 320 | 4,870 |
| 新潟県 | 17 | 6,550 | 8,680 | 13,070 | 4,870 | 190 | 3,770 |
| 兵庫県 | 18 | 32,870 | 32,510 | 29,950 | 3,300 | 300 | 3,580 |
| 栃木県 | 19 | 15,940 | 18,160 | 20,090 | 3,200 | 1,050 | 3,540 |
| 群馬県 | 20 | 16,430 | 18,630 | 19,440 | 5,390 | 270 | 3,290 |

出所：JNTO訪日旅行データハンドブック（2023年） https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/datahandbook.html
注：延べ宿泊者数は、従業員10人以上の宿泊施設からの回答に基づき集計されている。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO Bangkok

## ｜高齢化社会であるタイ

○ タイ国の出生率は約1.1であり日本（同約1.2）と同様低い水準となっている。今後10年から20年程度でタイも高齢化社会に移行。

○ 今後は、高齢者向け商品や介護商品の需要が高まることが予想されるとともに、健康意識も高まることが予想される。

○ 日本と同様、高齢者向け食品や病院・介護食品の需要が高まると思われ、当該分野で先行している日本の食品加工技術が注目されている。

○ またタイ人女性は美容、特に美白に拘る傾向が強いと言われており、美容を意識した機能性食品も期待。

**タイ**

**人口：6,597万人**
20歳未満：21.2%
65歳以上：14.7%
**人口増加率(注）：0.20%**

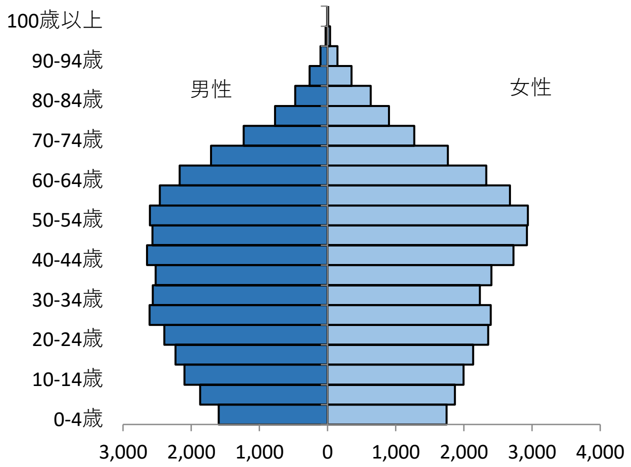


（出所）：内務省地方行政局（2024）、国連人口推計 （2023年）
（注）人口増加率： 2015－2023年間の年平均増加率、
図の単位は全て千人

**日本**

**人口：1億2396万人**
20歳未満：15.7%
65歳以上：29.2%
**人口増加率(注)：-0.29%**

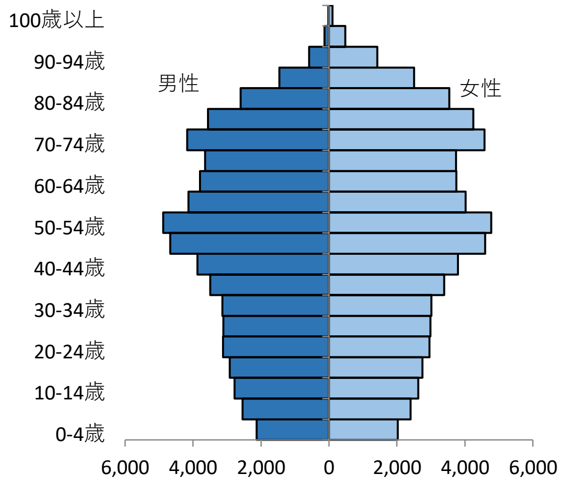


（出所）：総務省統計局（2024年）、国連人口推計(2023)
（注）人口増加率：2015－2023年間の年平均増加率、
図の単位は全て千人

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# タイの経済情報｜タイ人の所得分布と所得層別の特徴

## ｜タイ全国における一世帯当たり所得層の分布（2023年）

○　富裕層やアッパーミドルはバンコク及び近郊に集中

○　バンコク周辺部と地方の所得格差は大きい

| 所得層 | 月当たり所得 | 全国平均 | バンコク首都圏 | 中央部 | 北部 | 東北部 | 南部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 66.1 百万人 | 9.4 百万人 | 13.5 百万人 | 11.9 百万人 | 21.7 百万人 | 9.5 百万人 |
| 低所得層 | 1万バーツ以下 | 14.7 | 2.9 | 11.8 | 22.5 | 22.3 | 15.2 |
| 中間層 | 10,001～30,000バーツ | 53.8 | 47.8 | 53.7 | 55.1 | 57.9 | 54.9 |
| 中上流層 | 30,001～50,000バーツ | 19.0 | 26.9 | 21.8 | 14.7 | 12.4 | 18.6 |
| 上流層 | 50,001～100,000バーツ | 10.4 | 18.6 | 10.8 | 6.1 | 6.3 | 9.2 |
| 富裕層 | 100,001バーツ以上 | 2.1 | 3.8 | 2.0 | 1.6 | 1.1 | 2.1 |
| | 合計(%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

出所：タイ国国家統計局

備考：バンコク首都圏＝バンコク都、ノンタブリー県、パトゥムタニー県、サムットプラカーン県

合計（%）はラウンドにより必ずしも100にならない

通貨レート：1バーツ＝4.27円　（2024年8月29日現在）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 日本食レストラン（飲食）｜日本食レストラン店舗数の推移

○ 2024年は5,916店舗と前年から2.9%増加。増加店舗数は165店舗。
○ バンコク、バンコク近郊5県、その他の地方で店舗数が増加。バンコクは2.7%、バンコク近郊は2.7%、その他の地方は3.1%増加した。

図. タイにおける日本食レストラン数の推移（単位：店舗）

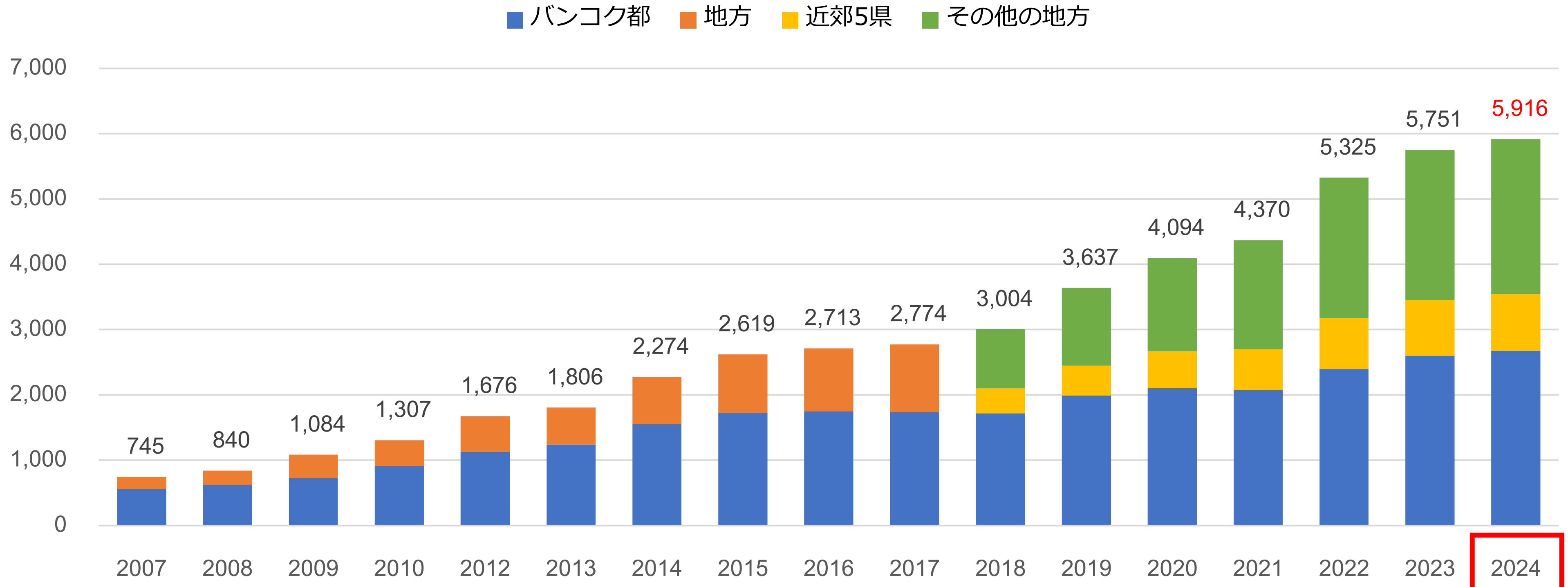


| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の地方 | 190 | 215 | 355 | 394 | 548 | 565 | 721 | 891 | 961 | 1,034 | 903 | 1,189 | 1,425 | 1,671 | 2,147 | 2,299 | 2,371 |
| 近郊5県 | | | | | | | | | | | 383 | 455 | 564 | 626 | 784 | 850 | 873 |
| バンコク都 | 555 | 625 | 729 | 913 | 1,128 | 1,241 | 1,553 | 1,728 | 1,752 | 1,740 | 1,718 | 1,993 | 2,105 | 2,073 | 2,394 | 2,602 | 2,672 |

※2011年は調査を実施せず。
※2017年以前はバンコク近郊5県とその他の地方を分けていない。
※バンコク近郊5県とは、ナコンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、サムットプラーカーン、サムットサーコーンを指す。
※2020年、2021年、2022年は休業中の店舗は含まない。

出所：ジェトロ・バンコク事務所「2024年度タイ国日本食レストラン調査」：http://www.jetro.go.jp/thailand/topics/_532176.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 小売｜タイと日本の小売業形態の比較

JETRO Bangkok

## ｜タイと日本の小売業　分類

| | タイ | 日本 |
|---|---|---|
| **Modern Trade**<br>**近代的流通（MT）**<br>近代的小売りとは、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど、チェーン型や大型の現代的な小売業者を指す。日本のような近代国家では、流通の大半が近代的小売りで占められているが、アジアは国ごとにその構造が異なる。 | **Hypermarket**<br>ハイパーマーケット | **GMS（General Merchandise Store）** |
| | **Supermarket**<br>スーパーマーケット | **スーパーマーケット** |
| | **Convenience store**<br>コンビニ | **コンビニ** |
| | **Department store**<br>デパート | **百貨店** |
| | **Category killer**<br>カテゴリーキラー | **ドラッグストア、ホームセンター、専門店、その他** |
| **Traditional Trade**<br>**伝統的流通（TT）**<br>伝統的小売りとは、昔ながらの市場や商店街、家族経営型の小さな小売店を指す。 | **卸売市場**<br>各地方の中心地に存在する | **卸市場**<br>各地方の中心地にある大きな市場 |
| | **商店**<br>商店街・家族経営の商店など | **商店**<br>駅前商店街、個人商店など |

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 小売｜日本産食品・食材を取り扱う小売店

JETRO Bangkok

| 店舗分類 | 日本産食品、食材の品揃え | 主な客層 |
|---|---|---|
| 日系百貨店、日系スーパーマーケット | **日本のスーパーにもあまり劣らない品揃え** | 在タイ日本人、タイ人富裕層・上流層 |
| 現地百貨店、外資系高級スーパーマーケット | **場所によっては、日本の食材・調味料コーナーがある** | 在タイ日本人、タイ人富裕層・上流層、観光客 |
| ハイパーマーケット | **一部取扱いあり** | タイ人上中流層中心、タイ人上流層も利用 |
| コンビニ | お菓子（現地製造中心）など | 全所得層 |
| 市場 | ほぼなし（一部果物の取扱い） | タイ人中間層、低所得者層。一部の高級市場にはタイ人富裕層・上流層も |

出所：ジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 小売｜タイの主な小売店（スーパーマーケット等）

JETRO Bangkok

## ｜Modern Trade 近代的流通（MT）主要小売店

| Supermarket<br>スーパーマーケット | |
|---|---|
| Lotus Go Fresh Supermarket | 194 |
| TOPS / Tops Fine Food | 150 |
| Villa Market | 38 |
| MaxValu | 36 |
| Big C Market | 35 |
| Foodland Supermarket | 25 |
| Golden Place | 21 |
| Lemon Farm | 19 |
| Gourmet Market | 17 |
| Tops Food Hall | 20 |
| Big C food place | 13 |
| UFM Fuji Super | 5 |
| MITSUKOSHI DEPACHIKA | 1 |

| Hypermarket<br>ハイパーマーケット | |
|---|---|
| Lotus's | 226 |
| Makro | 164 |
| Big C Supercenter | 154 |
| GO Wholesale | 12 |
| Big C Food Services | 6 |
| Makro × Lotus's Mall | 5 |
| Lotus's PRIVE | 1 |

| Convenience store<br>コンビニ | |
|---|---|
| 7-Eleven | 15,053 |
| Lotus's go fresh | 1,856 |
| Big C Mini | 1,567 |
| CJ express | 1,100 |
| TOPS Daily | 532 |
| Thai foods fresh market shop | 350 |
| CP fresh Mart | 300 |
| 108 Shop | 179 |
| Lawson 108 | 113 |
| TURTLE | 26 |

出所：各社ウェブサイト等（2025年01月時点の公表資料に基づく店舗数）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 小売｜タイの主な小売店（デパート、ショッピングモール等）

## ｜Modern Trade 近代的流通（MT）主要小売店

| Department store / Shopping mall<br>デパート/ ショッピングモール | | | |
|---|---|---|---|
| Robinson | 48 | MEGA Bangna | 1 |
| Central Group | 39 | ONE BANGKOK | 1 |
| Robinson LIFESTYLE | 28 | Phenix Food Wholesale Hub | 1 |
| The Mall | 6 | Siam Paragon | 1 |
| Terminal21 | 4 | The Emporium | 1 |
| Icon Siam / Siam Takashimaya | 1 | The Emquartier | 1 |
| MBK Center | 1 | The EMSPHERE | 1 |

| Category killer / Specialty store<br>カテゴリーキラー / 専門店等 | | | |
|---|---|---|---|
| Watsons | 735 | THAI Watsadu | 91 |
| Boots | 250 | ASIA Books | 66 |
| Se-ed Book Center | 215 | Matsumoto Kiyoshi | 27 |
| Pure by Big C | 146 | Tsuruha | 22 |
| B2S | 142 | Don Don Donki | 8 |
| Office Mate | 142 | Nitori | 9 |
| Home Pro | 111 | IKEA | 4 |
| Super Sport | 98 | KALDI COFFEE FARM | 3 |
| Power buy | 90 | Kinokuniya | 3 |
| | | トンロー日本市場 | 1 |

出所：各社ウェブサイト等
（2024年12月時点の公表資料に基づく店舗数）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 2．タイにおける輸入業者の役割

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# タイの日本産食品市場｜日本産食品・食材の流通

○ 輸入業者を通じ、大別すると、①食品製造、②小売（EC含む）、③飲食の３種類で流通。

○ 日本産食品については、輸入業者が卸売が行うのが主流。卸売市場や卸売業者をさらに経由するケースも一部存在。

✓ 輸入業者は、タイ保健省FDA等への輸入許可申請、通関、倉庫での保管、卸売、配送等の多岐にわたる機能を担っている（一部業務を外部委託しているケースもある）。どの輸入業者と連携するかにより、販売先の小売店や飲食店が決まるケースが多い。

✓ 小売店に関しては棚貸しが主流であるため、商品が売れなかった際に、輸入業者又は日本のメーカー等が負担をすることになるケースがある。日本の輸出者も、プロモーションを輸入業者と連携して実施する等、積極的な対応が重要となる。

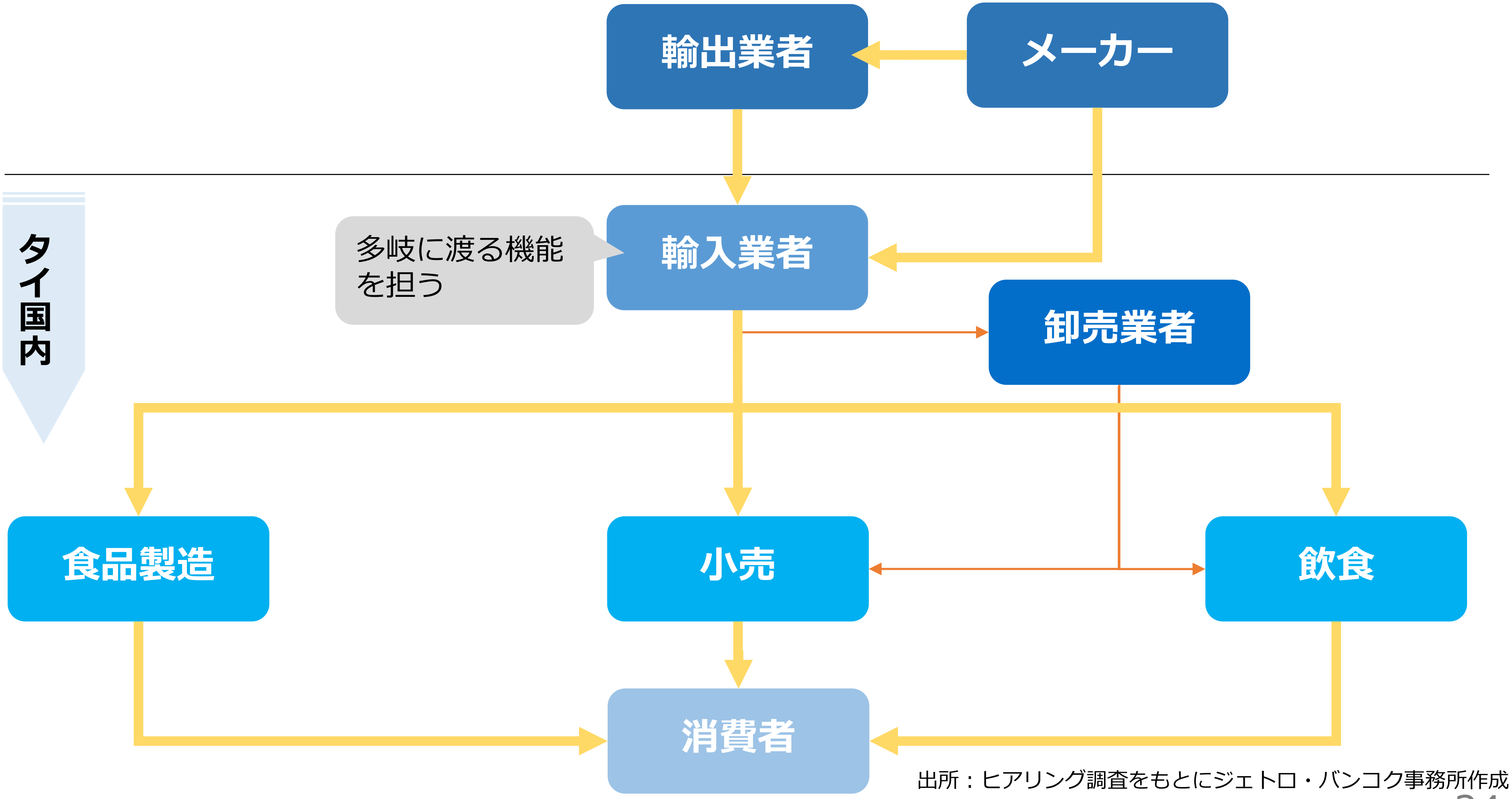


出所：ヒアリング調査をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO Bangkok

## （参考）タイの輸入業者に関する情報収集の方法

○ Information Technology and Communication Center (タイ国商務省)

HSコード、 HSコード・国、品目、品目・国、国別の調べたい項目で検索すると、タイの輸出入者がランキング形式で表示される。(登録必要。検索結果はタイ語のみ)

http://tradereport.moc.go.th/TradeEng.aspx

**Information Technology and Communication Center**

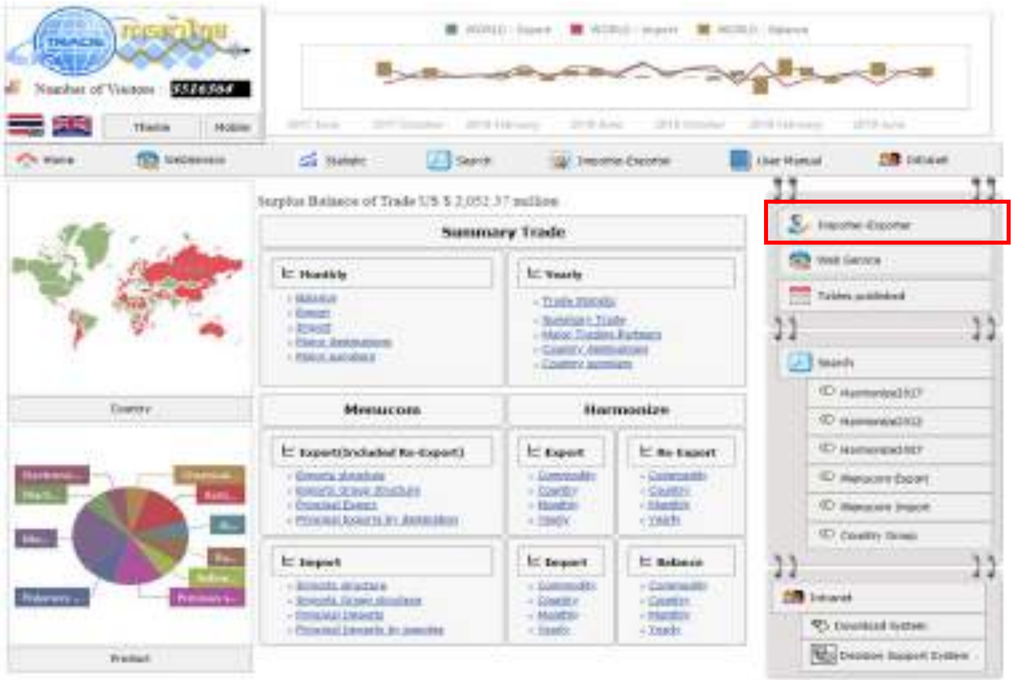

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO Bangkok

## （参考）タイの輸入業者に関する情報収集の方法

○ DBD Data Warehouse Department of Business Development (タイ国商務省)

会社名、登録番号、業種コード（TSIC）、キーワードなどで、タイの各会社の情報や決算書の検索ができる。（タイ語・英語対応）

https://datawarehouse.dbd.go.th/index

## DBD Data Warehouse

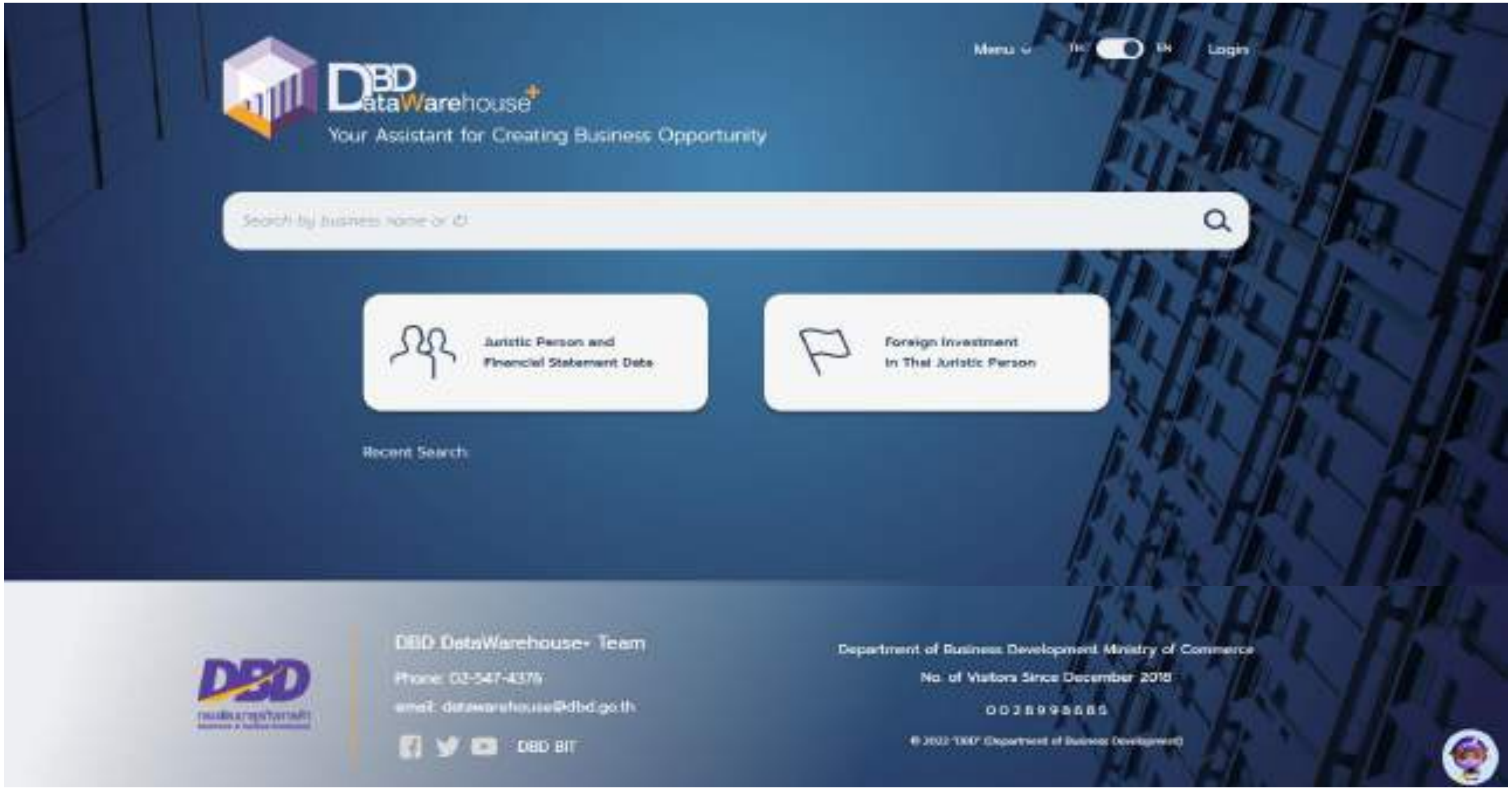


Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# ３．タイの食品輸入規制等

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 1-1　タイ政府による食品の輸入規制の流れ（全体像）

食品が輸入される際には、

① 動植物検疫による家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止

② 食品安全に関する基準への合致による食品の安全性の確保

③ 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。

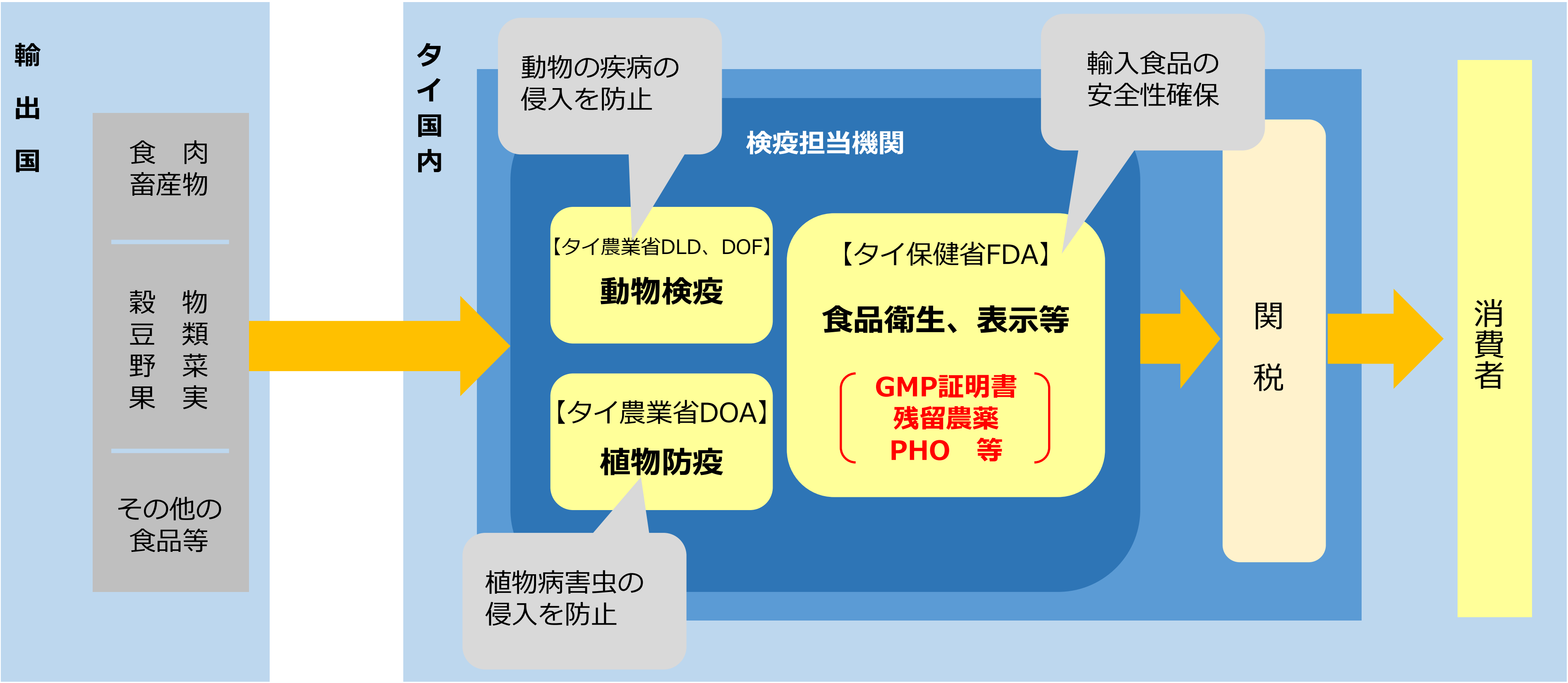


Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 1-3　輸入手続きの大まかな流れ

◆ 3種類の手続きに大別することができる（①輸入業務許可証取得、②食品登録、③通関）。

◆ **在タイの者が手続きを行う**ため、指示に従い、在日本の者は必要情報等を提供する。

**輸入業務許可証の取得**

- 酒類以外のすべての食品について、輸入業務許可証（Orr. 7様式）をタイ保健省から取得（有効期間３年間）。
- 加えて、品目によっては、農業協同組合省等からも別の許可証を得る必要（例：畜産物取引許可証（Ror 10/1様式）等）。

**食品登録**

- 登録の必要性、申請書類等は、食品の種類によって異なる（分析機関による分析が必要な品目もある）。要する期間は、商品や提出書類によって異なる（即日終了する場合もあれば、数か月等に及ぶ場合、登録が認められない場合もある）。
- 登録時に全ての法令との整合性がタイ保健省FDAに確認されるわけではなく、**その後のプロセスで不備が見つかった場合は、登録済みであっても輸入できない**。

**輸入通関**

- 植物検疫証明書、PHO不使用レター等、用意が必要な資料は、食品の種類によって異なる。
- 現場の担当官、担当官へ説明を行う輸入者等により、規制の運用の細部が異なる場合がある。（**過去に輸入が出来た同じ商品であっても、不備が見つかり、輸入が出来なくなることがある。**）

出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 2-1　GMP証明書（食品の製造施設に関する証明書）とは？

JETRO Bangkok

◆ タイ国内の食品製造施設は、タイ法令で定められた基準を守る必要（日本の保健所の営業許可等に類似）。

◆ 輸入品については、タイ法令と**同等以上の基準の規格等に関する証明書が輸入時に必要。保健省告示第420号の公布により、アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品の輸入について証明書が求められること**となった。

◆ 使用可能な証明書の具体例としてISO22000等がタイ政府から公表されている。具体例に記載がなくとも、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているものであれば使用可能。

## ○タイ保健省告示第420号の基準例（イメージであり他にも多数規定あり）

・　<u>立地場所、建物などに関する事項</u>

製造施設は、動物及び虫の製造エリアへの侵入を防止でき、又は動物及び虫の食品との接触を防止できること　等

・　<u>製造用ツール・機械・設備などに関する事項</u>

毒性がなく、錆びず、食品と反応を起こさず、耐腐食性のある素材を選んで衛生的に設計されたものであること　等

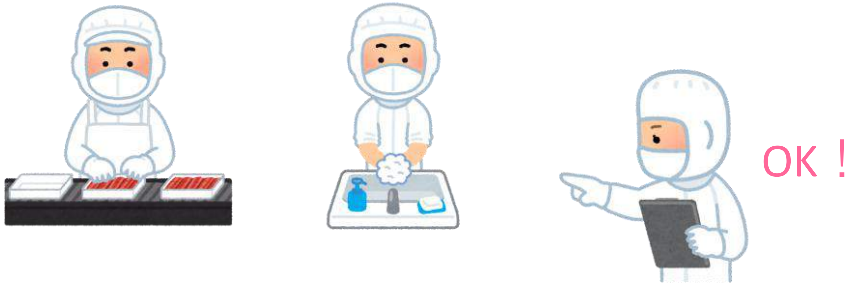


Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 2-4　使用可能な証明書の例

JETRO Bangkok

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表（**ISO9001は使用不可**、また法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものの一部については、却下されるケースも出てきている）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

2022年6月1日時点

| 対象 | 要求事項 | 証明書の例 |
| --- | --- | --- |
| **大半の食品** / **一部青果物（さつまいも、柿、桃等）** | 保健省告示第420号 **基本要求事項** | • Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. 等。上記以外も具体例が公表されている。<br>• 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく**営業許可証も使用可能**。<br>• **牛肉・豚肉の場合**は、**食肉衛生証明書**（2021年11月29日以降に発行されたもの）**も使用可能**。<br>• **青果物の場合**は、**保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能**（行政機関による衛生証明書、タイ向けJFS規格適合証明書、J-GAP等）。 |
| **飲料水、ミネラルウォーター、氷** | 保健省告示第420号基本要求事項および**個別要求事項1** | • CAC/RCP 48-2001. 等。上記以外も具体例が公表されている。 |
| **低温殺菌ミルク製品** | 保健省告示第420号基本要求事項および**個別要求事項2** | • CAC/RCP 57-2004. 等。上記以外も具体例が公表されている。 |
| **低酸性食品** | 保健省告示第420号基本要求事項および**個別要求事項3** | • CAC/RCP 23-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。 |
| **一部青果物（りんご、いちご等）** | **保健省告示第386号** | • 行政機関発行の証明書<br>• タイ向けJFS規格適合証明書<br>• GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP<br>等。上記以外も具体例が公表されている。 |

全ての食品で使用可能

- 農林水産省発行のGMP証明書（保健省告示386号で指定される青果物を除く）
- ISO 22000: 2005.
- FSSC 22000
- JFS-C
- JFS-B

※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

出所：タイの法令をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

# 2-5　日本からの輸出を想定した場合の代表的な証明書例



| 規格・証明書名（※１） | 告示420号（※２） | | | | 根拠・補足 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 基本 | 個別1 | 個別2 | 個別3 | |
| ISO 22000<br>FSSC 22000 | ○ | ○ | ○ | ○ | • 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 |
| JFS-C<br>JFS-B | ○ | ○ | ○ | ○ | • 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 |
| 農林水産省GMP証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | • 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。<br>• 取得の手続きは農林水産省ウェブサイトを参照。 |
| 食品衛生法に基づく営業許可証 | ○ | ― | ― | ― | • 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。<br>• 営業許可証の写しを入手・英訳したのち、在タイ日本大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明（※）を受ける必要。<br>※　正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明<br>https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F |
| 告示386号に使用可能な証明書（青果物） | ○ | ― | ― | ― | • 「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」に使用可能である旨が明記。<br>• 386号の対象となる生鮮野菜・果物以外の生鮮野菜・果物の輸入においても、告示386号に使用可能な証明書は告示420号にも使用可能。 |
| 食肉衛生証明書（牛肉・豚肉） | ○ | ― | ― | ― | • 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。<br>• 食肉衛生証明書は従来から牛肉・豚肉の輸入に必要とされていた書類であるため、牛肉・豚肉の輸入のために別途GMP証明書を用意する必要は無くなった。ただし、2021年11月29日以降に発行されたものである必要。（420号対応に向けて様式を変更したため。） |

※１　上記に示したのはあくまで例であり、上記以外にも使用可能な証明書は多数存在。詳しくは「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」や「保健省食品検査所ウェブサイト」を参照。
※２　使用可能としてタイ保健省FDAに確認が取れているものであるが、個別の製品ごとの使用可否はFDA担当官が判断を行う。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# 3-1 部分水素添加油脂（PHO）の使用を禁止

JETRO Bangkok

◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。

◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では対応が必要。

各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等　**41か国**

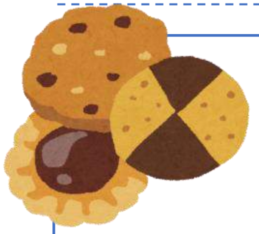

タイの規制
（2019年1月～）

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性がある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）

  マーガリン ／ ショートニング ／ 水素添加油脂 ／ パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 ／ 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ）／ ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card　https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# JETROの取組み｜タイ輸出支援プラットフォーム相談窓口の設置

◆ 2022年8月2日、タイ輸出支援プラットフォーム専用の相談窓口を設置し、メールで受け付け。

◆ タイからの相談はもちろん、日本からの相談も受け付け。

（URL）https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html

## お申込み方法

ご相談はメールでお受け致します。

E-mail: ThaiPF_Japanfood(at)jetro.go.jp
（※送信の際は(at)を@に変えてください。）

- 相談窓口からの返信は原則毎週月曜日～金曜日（タイ祝日を除く）とさせて頂きます。
- ご相談には受け付け順に対応しております。
  内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

相談のイメージ：　〇〇を輸入したいが××が原因で当局から販売許可が下りない。
△△の規制内容の詳細を知りたい。

Privacy Policy

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# ５．参考（ジェトロの取り組み例等）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# JETROの取組み｜展示会と商談会の実施①

## ～東南アジア最大級の国際総合食品見本市「THAIFEX（タイフェックス）」～

　ジェトロは、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置。日本産食品の魅力を国際的にアピールするとともに、タイ市場、更にはアジア市場全体への新規参入・販路拡大を目指す企業等を支援。

### ○　THAIFEX-Anuga Asia 2024 概要

・日　　程：　2024年5月28日～6月1日（5日間）

・会　　場：　IMPACT Exhibition Center（バンコク近郊）

・来場者数：　138,508人　※ うちバイヤー等は85,850人 (131ヵ国)

・出展者数：　3,133社（世界52ヵ国・地域）

**ジャパンパビリオン（ジェトロ主催）**

- **出品者　：35社・5団体（北海道から沖縄県まで）**
- **出品物　：和牛、水産物・水産加工品、菓子、調味料、茶、日本酒、梅酒、米、健康食品等**

会場のIMPACT（ジェトロ撮影）

○ 一般客を除くバイヤー等の来場は131カ国・地域から8万5,850人と前年の7万8,764人から大幅増。うち**タイ国外バイヤーは**19,984人と**前年比22%増**。

○ **取引額は約962億バーツ（約4,100億円、1バーツ=約4.3円）**。

成約額上位5カ国：タイ、中国、インド、韓国、マレーシア

成約額上位5品目：レトルト食品などの調理済み食品、デザートおよび菓子、飲料、冷凍食品、水産物

**THAIFEX-Anuga Asia 2025**
**2025年5月27日 ～ 31日**

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# JETROの取組み｜展示会と商談会の実施①

JETRO Bangkok

## ～JETROジャパンパビリオンの設置～

**1．タイ国内外のバイヤーが来場**
ジェトロの海外ネットワークを活用してタイ国内外のバイヤーへ来場を呼び掛け。
タイ国内に加え、ASEAN、韓国、香港、中国、米国、欧州などのバイヤーが来場。

**2．バイヤーとの事前マッチング**
出品者の希望に応じてバイヤーとの事前マッチングを実施。

**3．会場内での大々的PR**
会場内に巨大広告を設置し、ジャパンパビリオンへのバイヤー来場を促進。

**4．各種イベントの実施**
タイの人気シェフによる日本産ホタテを使ったメニューの料理実演、来場者への試食提供を実施し、日本産ホタテの商談・PRとジャパンパビリオン来場を後押し。

**5．輸入規制等の相談窓口**
輸出支援プラットフォーム相談窓口を設置、輸入規制等に係る相談にその場で対応。

大盛況のジャパンパビリオン

会場内に設置した
ジャパンパビリオンの巨大広告

有名シェフによるホタテ料理実演

※ 写真は全てジェトロ撮影

**出品者の声**

○ジャパンパビリオンには多種多様な日本産食品が一箇所に集まるため集客力が高い。

○タイ国内のバイヤーに加え、アジア、欧州、北米など多くのバイヤーと商談する事ができた。

○自社の想定とは違う商品の引き合いが来るなど、日本では分からない商品ニーズに関する認識のギャップを埋めることができた。

○ジェトロのマッチングにより、新規のバイヤーとも商談する機会を得られた。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO Bangkok

- ◆ タイへの食品輸入等に関する**情報を一元化**。
- ◆ 各種レポート、ビジネス短信一覧、日本食レストラン調査等を掲載。**ブックマークを！**

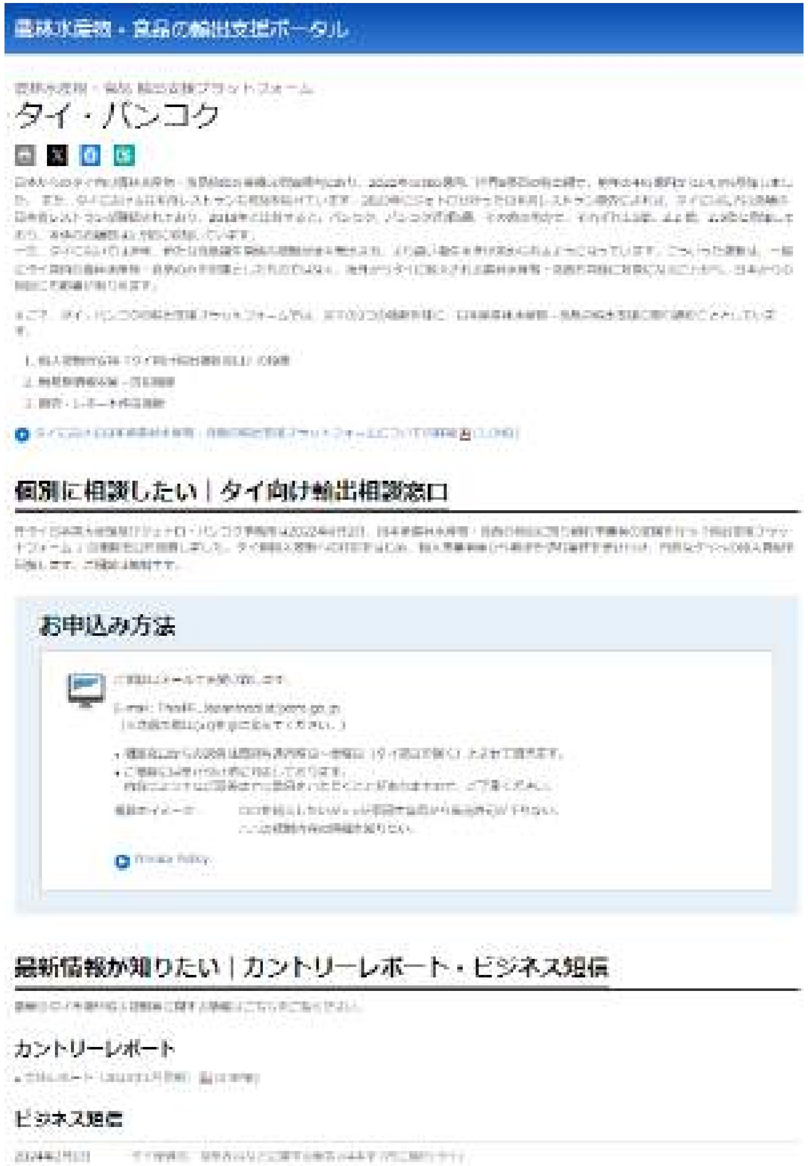

**ウェブサイト、ＱＲ**

https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

◆ 輸入規制・手続き関係資料については、タイ国内における食品製造にも活用可能。

## 輸入規制・手続きを知りたい

**タイの食品輸入規制等について（※基礎的な情報）（2024年3月更新）(3.0MB)**

タイの食品輸入規制の概要をまとめた資料です。全体像や求められるGMP証明書など基礎的な情報をまとめていますので、まずはこちらをご覧ください。

**タイにおける食品規制及び手続ガイドブック**

主にタイの食品輸入規制についてまとめたガイドブックです。タイにおける食品カテゴリー・必要な書類、食品添加物等の規制、製造基準に関する規制、植物検疫・動物検疫など、多くの情報をまとめています。

**日本からの輸出に関する制度（品目別）**

日本からタイに農林水産物・食品を輸出するにあたり、タイの輸入に関する諸規制を、品目、項目ごとに調べることができます。

**タイの関連法規**

タイの食品輸入規制等に関する関連法規（告示等）の日本語仮訳を掲載しています。

**ウェブサイト、ＱＲ**

[https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html](https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html)

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# JETROの取組み｜ジェトロ・ビジネス短信

◆ FDAの新告示等を含め、最新の情報を記事の形で配信。概ねひと月に４本程度。

## 農林水産物・食品の輸出支援ポータル

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

### 最新ニュース（ビジネス短信から）

| | |
|---|---|
| 2024年5月8日 | タイTCCグループ、食品卸売りセンターを6月に正式開業と発表(タイ) |
| 2024年5月7日 | 日本産ホタテのタイ向け輸出額、2023年11月～2024年3月は前年同期比2.3倍に(タイ、日本) |
| 2024年5月7日 | タイ商務省、2024年度第2回米などの関税割当申請、6月10日から受け付け開始(タイ) |
| 2024年4月23日 | タイ水産局、水産物の輸入手続き簡略化を検討(タイ) |
| 2024年4月11日 | タイ、アルコール飲料規制法案の改正を検討(タイ) |
| 2024年4月3日 | タイ水産局、輸入冷凍水産物の全量検査を試験的に実施(タイ) |
| 2024年3月21日 | タイ輸出支援プラットフォーム、食品の模倣品等対策勉強会を開催(タイ、日本) |
| 2024年3月21日 | タイ商務省、2024年第1回目の関税割当結果を発表(タイ) |
| 2024年3月1日 | タイ向け水産物の輸出に際し、日本の原産地証明書は従来どおり使用可能に(タイ) |
| 2024年3月1日 | タイ財務省、一部のアルコール飲料の物品税改正・関税免除(タイ) |
| 2024年2月1日 | タイ保健省、食品表示などに関する新告示4本を7月に施行(タイ) |
| 2024年1月11日 | タイの日本食レストランは増加を続け5,751店舗に、ラーメンなど拡大(タイ) |
| 2024年1月4日 | タイ商務省、米などの2024年第1回関税割当申請のスケジュール公表(タイ) |
| 2023年12月28日 | タイ原子力庁、日本の輸入水産物・食材の安全性確認(タイ) |
| 2023年12月27日 | タイ向け食品輸出に必要なGMP証明書の英訳に関する注意点(タイ、日本) |
| 2023年12月14日 | タイのテレビ局、日本産ホタテをテーマに料理対決番組放送(タイ) |
| 2023年12月11日 | 保健省、食品添加物の使用基準に関する新告示を施行(タイ) |
| 2023年11月30日 | タイ商務省、2023年第3回米の関税割当結果を発表(タイ) |
| 2023年11月28日 | タイで天然着色料クチナシ黄が使用可能に(タイ) |
| 2023年11月24日 | タイ輸出支援プラットフォーム、食品の模倣品対策の相談窓口を初設置(タイ) |
| 2023年11月14日 | タイ水産局、日本からの輸入水産物の検査結果公表、安全と発表(タイ) |

## ビジネス短信

### タイ保健省、食品表示などに関する新告示4本を7月に施行（タイ）

バンコク発　2024年02月01日

タイ保健省食品・医薬品局（FDA）は1月5日、食品表示などに関する新たな保健省告示4本を官報に掲載するとともに、新告示4本の概要や従来との変更点を説明する資料をFDAウェブサイトに掲載した。新告示はいずれも7月2日の施行となるが、施行日より前にFDAが承認した販売目的の食品については、施行日から3年間（2027年7月1日まで）は食品を引き続き販売することが可能となっている。

2月14日にはFDAによるオンライン説明会が開催される予定。

タイの食品表示制度は、（A）義務的に表示を求めるもの、（B）任意で表示できるものの2つに大別される。このうち（A）には、（1）包装された食品全てに求めるラベル表示、（2）（1）に加えて、一部の食品に求める栄養表示、（3）（2）に加えて、さらに一部の食品に求めるGDA（Guideline Daily Amount）表示、（4）その他の各種表示などがある。（B）の任意で表示できるものには、健康強調表示をはじめ複数のものがある。

新告示のポイントはそれぞれ次のとおり。

1.保健省告示445号「栄養表示」（日本語仮訳は後日掲載予定）

2.保健省告示446号「栄養ラベルとGDAに基づくエネルギー、糖分、脂質、ナトリウム値の表示を課す食品（第2版）」（英語仮訳）、日本語仮訳は後日掲載予定）

3.保健省告示447号「健康強調表示を有する食品」（日本語仮訳は後日掲載予定）

4.保健省告示448号「栄養補助食品（第3版）」（英語仮訳）（日本語仮訳は後日掲載予定）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

- ◆ タイへの農林水産物・食品の輸出に関する基本的な事項をまとめた「全体レポート」を公開。
- ◆ 「深掘りレポート」として、「タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査」を公開。特に、タイ向け輸出に存在感を増している韓国産食品・農産物、いちごを対象に、商流、ブランディング、プロモーション手法等を調査。
- ◆ 他にも青果物・畜産物の輸入検査実態に係る調査レポートも公表。いずれもプラットフォームウェブサイトに掲載。

## 全体レポートの例

## タイにおける他国産 輸入青果物の輸入・販売・評価等調査

主な調査項目

1) タイにおける韓国食品・青果物の流通状況
2) 韓国産いちご生産・輸出・販売に関する韓国政府の支援
4) 韓国産いちごの品種および品質管理
5) いちご輸出促進に関係する韓国政府関連機関の概要
6) 韓国産食品認知度向上・青果物販売促進に向けた活動
7) 韓国産食品・青果物販売促進に向けた活動
8) 韓国産及び他国産いちごへの評価ヒアリング　等

| 評価項目 | 日本産 | 韓国産 | オーストラリア産 | タイ産 |
|---|---|---|---|---|
| 1. 商品自体の評価項目： | | | | |
| 1.1 食味： | 4.8 | 4.1 | 3.1 | 3.4 |
| 1.2 外観： | 4.8 | 4.5 | 3.8 | 2.8 |
| 1.3 パッケージング： | 4.6 | 4.4 | 3.5 | 2.8 |
| 1.4 コストパフォーマンス： | 3.8 | 4.5 | 4.5 | 4.0 |
| 2. マーケッティング関連の評価項目： | | | | |
| 2.1 販売プローモーション： | 2.5 | 4.9 | 2.3 | 2.3 |
| 2.2 ブランディング： | 4.0 | 4.5 | 2.3 | 2.7 |

【表】輸入業者4社による各国産いちごに対する評価（調査結果より抜粋）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO Bangkok

○ 2023年3月には、「タイ向け食品輸出の実務～先行企業の活動事例集～」レポートを公表。
○ 同レポートは、輸入卸売業者・小売店および飲食店から、（1）タイにおける日本産食品の流通状況、（2）タイにおける業界毎のプロモーション方法、（3）日本企業への要望、（4）タイ食品輸入規制への対応事例について聞き取り調査を行った「ヒアリング調査編」と、バンコク・バンコク近郊・北部・東北部・南部の消費者に対して、食生活や嗜好などに関するアンケート調査を行った「アンケート調査編」から構成。
○ タイで求められるプロモーション、商品デザイン等や、規制に対応した先行事例などを輸入卸売事業者、小売店、飲食店、消費者の視点を通じてまとめている。

（URL） https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/02/8aa13d2ae2d39138.html

調査レポート

調査レポートのコンテンツ一覧

# タイ向け食品輸出の実務 ―先行企業の活動事例集―

最終更新日： 2024年03月29日

タイ向けの日本産農林水産物・食品の輸出は拡大傾向にあるが、特にバンコクは成熟市場になりつつあり、日本産品間の競争も生じる中で、更なる輸出拡大に向けては新たな切り口での取組が求められる。例えば、タイに適したマーケティングやプロモーション、商品デザイン等に取り組むことで販売増加につながるケースも存在する。また、タイにおいては食品の輸入規制が他のアジア諸国に比べると厳しくなっており、規制対応が困難なことから輸出ができていない商品もある状況であるが、その中でもうまく規制に対応して輸出につなげているケースが存在する。このような先行事例を知ることは、今後の新たな食品輸出・販売拡大に向けたヒントになり得る。

さらに、今後はバンコクだけでなくタイ地方への日本産食品の販路拡大が求められるが、バンコクとタイ地方では消費者の日本食・日本産食品に対する意識・知識・嗜好が異なる可能性があり、まずは「タイ地方の消費者を知る」ことが重要である。

以上のことから、本レポートにおいては、規制対応やマーケティングに係る先行事例についてヒアリング調査を行うとともに、バンコクとタイ地方の消費者に対するアンケート調査を行い、輸出拡大に向けた新たな切り口での取組のヒントとする。

本レポートでは、得られた情報を以下の5つの内容にとりまとめている。それぞれ項目名の横には主に言及している調査名を記載している。

1. タイにおける日本産食品の流通の実態（ヒアリング調査編 第1章）
2. 日本産食品のプロモーション方法（ヒアリング調査編 第2章）
3. タイの日本食関係者から日本側企業（製造業者および輸出業者）への要望（ヒアリング調査編 第3章）
4. タイの食品輸入規制への対応事例（ヒアリング調査編 第4章）
5. タイ人消費者の食習慣・食に関する嗜好、日本食に関する習慣・日本食の経験（アンケート調査編）

本レポートがタイへの日本産農林水産・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

※政府は、日本産農林水産物・食品の有望な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを設置し、農林水産物・食品の輸出拡大にむけた環境整備の取組を実施することとしています。
ジェトロ海外事務所は、在外公館やJFOODO海外駐在員とともに、輸出支援プラットフォームの主な構成員として参画しています。
本報告書は、輸出支援プラットフォームの活動の一環として作成しました。

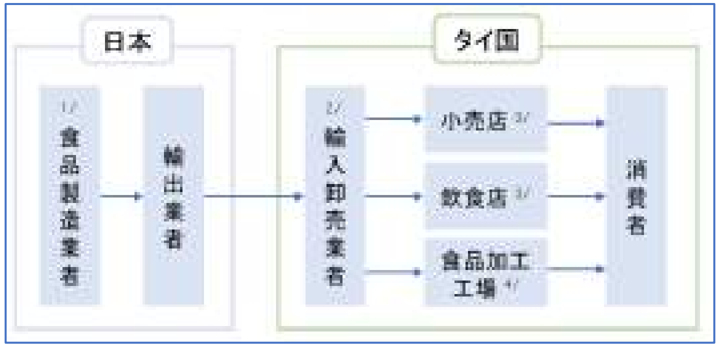


タイにおける食品の主要な商流（調査結果より抜粋）

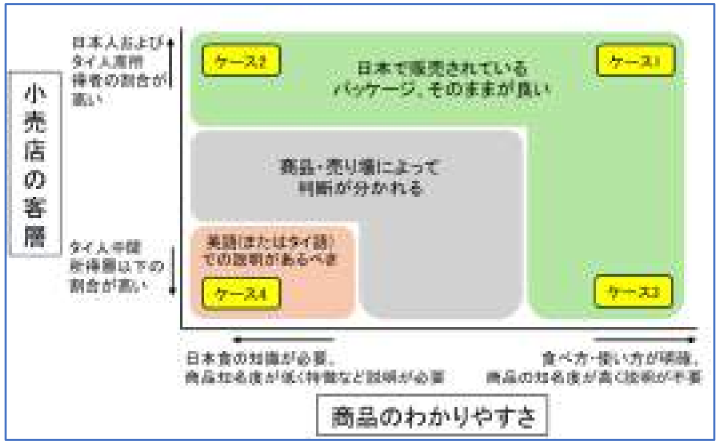


日本産食品の表示のあり方（調査結果より抜粋）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

# JETROの取組み｜農林水産物・食品の海外での模倣品等対策相談窓口

JETRO Bangkok

○ 2023年11月、模倣品対策等のための相談窓口を設置。模倣品の相談窓口が設置したのはタイPFが初めて。
○ 日本の食品はタイでも高く評価されている一方で、模倣品と疑われる商品の流通が複数確認されており、ジャパンブランドが毀損され、潜在的な輸出の機会を逸している可能性。
○ 本相談窓口では、ジェトロバンコク事務所内の知的財産担当や農林水産省などと連携し、（1）日本における権利者やブランドの使用者などに対して、弁護士・弁理士によるコンサルティングを実施するほか、（2）模倣品などに関する疑義情報を受け付け。さらに、タイ国内での模倣品等対策に関する報告書・マニュアル等を掲載。

（URL） https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th/ip.html

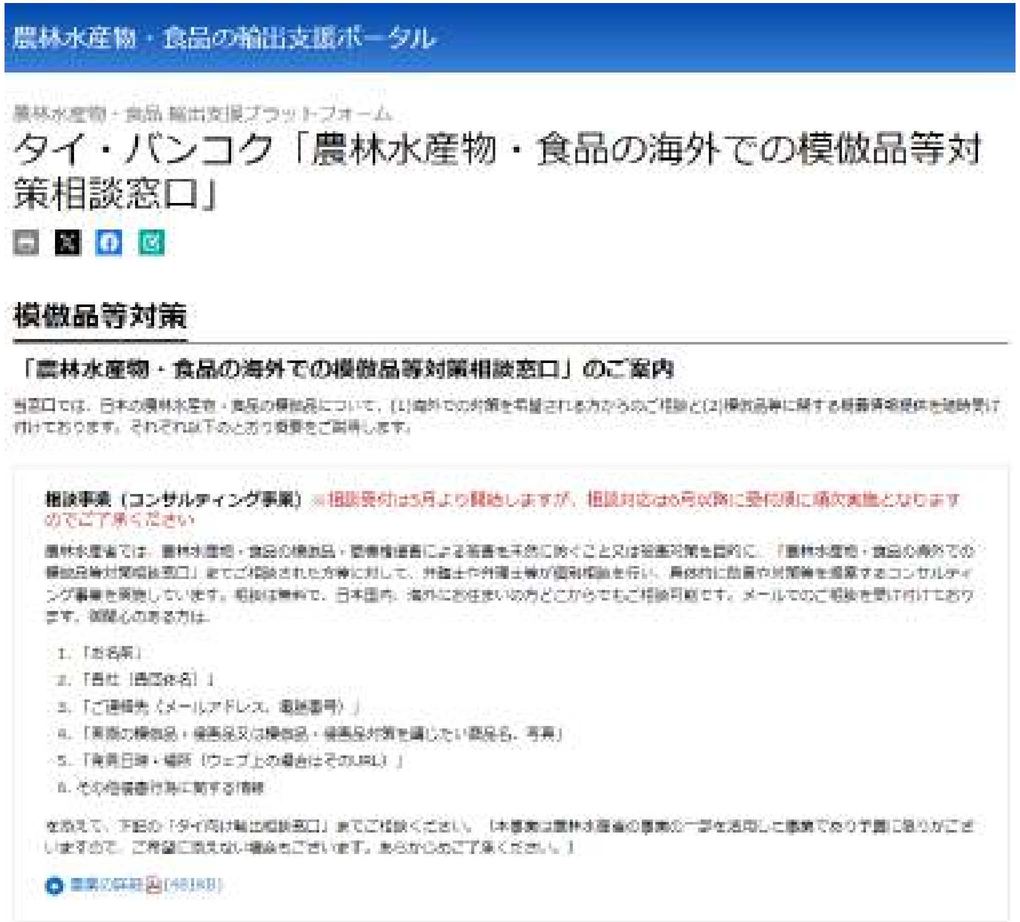

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載